

2 射水市訪問型サービスA(緩和基準)サービスコード表

射水市訪問型サービスA(緩和基準)の指定事業者が使用します。

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
A3 1001	訪問型緩和基準サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(緩和)(Ⅰ)	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1	230単位		90%	1回につき
A3 1002				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%	
A3 1003						70%	
A3 1004				23単位減算		80%	207
A3 1010				※月9回以上利用		70%	
A3 1005				2,070単位		90%	1月につき
A3 1006	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1011			70%				
A3 1007	207単位減算		90%	1,863			
A3 1008	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1012			70%				
A3 1101	訪問型緩和基準サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(緩和)(Ⅱ)	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2	230単位		90%	1回につき
A3 1102				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%	
A3 1109						70%	
A3 1103				23単位減算		90%	207
A3 1104				※月13回以上利用		80%	
A3 1110				2,990単位		90%	1月につき
A3 1106	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1111			70%				
A3 1107	299単位減算		90%	2,691			
A3 1108	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1112			70%				
A3 1201	訪問型緩和基準短時間サービス	ハ 訪問型サービス費(緩和)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)※1月につき22回まで	134単位		90%	1回につき
A3 1202				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%	
A3 1205						70%	
A3 1203				13単位減算		90%	121
A3 1204	※月13回以上利用		80%				
A3 1206	299単位減算		70%				
A3 1301	訪問型緩和基準サービス特別地域加算Ⅰ	特別地域加算	事業対象者・要支援1・2	230単位		90%	35
A3 1302				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%	
A3 1329						70%	
A3 1303				2,070単位		90%	311
A3 1304				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%	
A3 1330						70%	
A3 1305				2,990単位		90%	449
A3 1306				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%	
A3 1331						70%	
A3 1307				134単位		90%	20
A3 1308	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1332			70%				
A3 1311	230単位		90%	23			
A3 1312	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1333			70%				
A3 1313	2,070単位		90%	207			
A3 1314	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1334			70%				
A3 1315	2,990単位		90%	299			
A3 1316	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1335			70%				
A3 1317	134単位		90%	13			
A3 1318	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1336			70%				
A3 1321	230単位		90%	12			
A3 1322	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1337			70%				
A3 1323	2,070単位		90%	104			
A3 1324	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1338			70%				
A3 1325	2,990単位		90%	150			
A3 1326	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1339			70%				
A3 1327	134単位		90%	7			
A3 1328	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%				
A3 1340			70%				
A3 1401	訪問型緩和基準サービス初回加算	ニ 初回加算	160単位加算		90%	160	
A3 1402			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%		
A3 1403					70%		

A3	1501						90%		
A3	1502	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅰ1		事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	32	1回につき
A3	1509						70%		
A3	1503						90%		
A3	1504	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅰ2		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位		80%	284	
A3	1510					(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ): 所定単位数の137/1000加算	70%		1月につき
A3	1505						90%		
A3	1506	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅰ3		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	410	
A3	1511						70%		
A3	1507						90%		
A3	1508	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅰ4		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	18	
A3	1512						70%		1回につき
A3	1601						90%		
A3	1602	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅱ1		事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	23	
A3	1609						70%		
A3	1603						90%		
A3	1604	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅱ2		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位		80%	207	
A3	1610					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ): 所定単位数の100/1000加算	70%		1月につき
A3	1605						90%		
A3	1606	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅱ3		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	299	
A3	1611						70%		
A3	1607						90%		
A3	1608	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅱ4		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	13	
A3	1612						70%		1回につき
A3	1701						90%		
A3	1702	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅲ1		事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	13	
A3	1709						70%		
A3	1703						90%		
A3	1704	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅲ2		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位		80%	114	
A3	1710					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ): 所定単位数の55/1000加算	70%		1月につき
A3	1705						90%		
A3	1706	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅲ3		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	164	
A3	1711						70%		
A3	1707						90%		
A3	1708	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅲ4		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	7	
A3	1712						70%		1回につき
A3	1801						90%		
A3	1802	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅳ1		事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	12	
A3	1809						70%		
A3	1803						90%		
A3	1804	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅳ2		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位		80%	103	
A3	1810					(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ): (Ⅲ)×90%加算	70%		1月につき
A3	1805						90%		
A3	1806	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅳ3		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	148	
A3	1811						70%		
A3	1807						90%		
A3	1808	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅳ4		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	6	
A3	1812						70%		1回につき
A3	1901						90%		
A3	1902	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅴ1		事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	10	
A3	1909						70%		
A3	1903						90%		
A3	1904	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅴ2		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位		80%	91	
A3	1910					(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ): (Ⅲ)×80%加算	70%		1月につき
A3	1905						90%		
A3	1906	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅴ3		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	131	
A3	1911						70%		
A3	1907						90%		
A3	1908	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅴ4		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	6	1回につき
A3	1912						70%		
A3	2001						90%		
A3	2002	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅰ1		事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	14	1回につき
A3	2003						70%		
A3	2004						90%		
A3	2005	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅰ2		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位		80%	130	
A3	2006					(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ): 所定単位数の63/1000加算	70%		1月につき
A3	2007						90%		
A3	2008	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅰ3		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	188	
A3	2009						70%		
A3	2010						90%		
A3	2011	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅰ4		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	8	
A3	2012						70%		1回につき
A3	2101						90%		
A3	2102	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅱ1		事業対象者・要支援1・2	230単位		80%	10	
A3	2103						70%		
A3	2104						90%		
A3	2105	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅱ2		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位		80%	87	
A3	2106					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ): 所定単位数の42/1000加算	70%		1月につき
A3	2107						90%		
A3	2108	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅱ3		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位		80%	126	
A3	2109						70%		
A3	2110						90%		
A3	2111	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅱ4		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位		80%	6	1回につき
A3	2112						70%		
A3	2200	訪問型緩和基準サービス令和3年9月30日までの上乗せ分1		1月の基本報酬の合計が1~1,499単位の場合: 所定単位数の1/1000加算			90%	1	
A3	2201						80%		
A3	2202						70%		
A3	2203	訪問型緩和基準サービス令和3年9月30日までの上乗せ分2	新型コロナウイルス感染症への対応	1月の基本報酬の合計が1,500~2,499単位の場合: 所定単位数の1/1000加算			90%	2	1月につき
A3	2204						80%		
A3	2205						70%		
A3	2206	訪問型緩和基準サービス令和3年9月30日までの上乗せ分3		1月の基本報酬の合計が2,500~3,499単位の場合: 所定単位数の1/1000加算			90%	3	
A3	2207						80%		
A3	2208						70%		

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

・「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入